

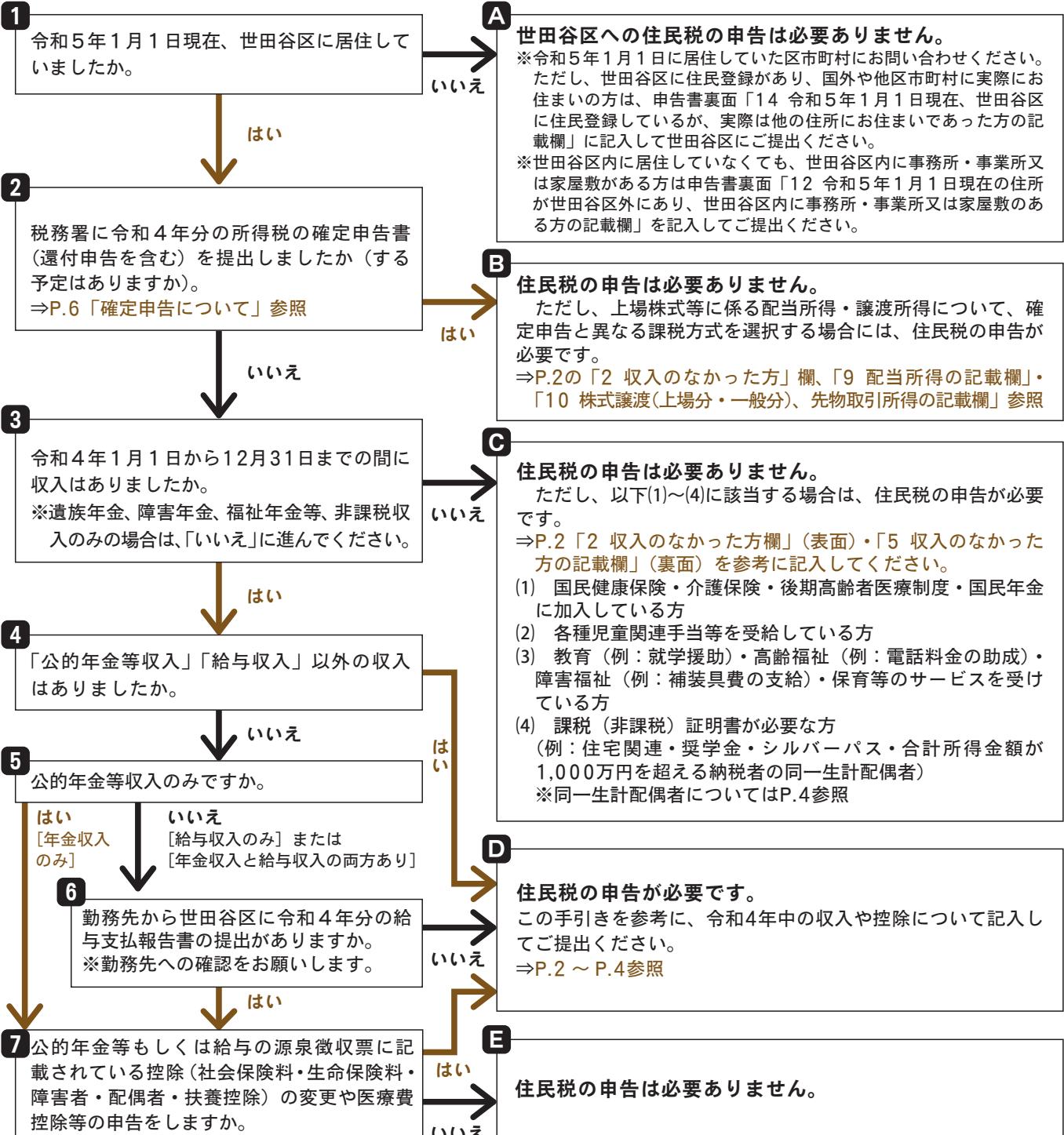
令和5年度 特別区民税・都民税申告の手引き

申告書の提出期限は**令和5年3月15日(水)**です

※この申告書が届き次第、ご提出いただけます。

特別区民税・都民税（以下、住民税）は、その年の1月1日現在に住所があった区市町村で、前年中（1月1日から12月31日まで）の所得に基づいて課税される税金です。この申告書は、前年に提出された方等にお送りしています。

住民税申告書提出の要否判定



上記判定により申告の必要な方は、次ページ以降をご確認のうえ、特別区民税・都民税申告書をご提出ください。なお、「申告に必要なもの」や「申告書の提出方法」については、P.6をご覧ください。